慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法 二二八〕代表取締役の権限濫用行為について相手方がこれを知り得べき場合に於ける会社の責任
Sub Title	
Author	並木, 和夫(Namiki, Kazuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.1 (1983. 1) ,p.106- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830128-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　二二八〕代表取締役の権限濫用行為について相手方がこれを知り得べき場合に於ける会社の責任

（東京高裁昭和五一年一一月三〇日判決昭和五一年(ネ)第二七八六号貸金請求控訴事件判例時報八七九号一三七頁）

〔判示事項〕

代表取締役が権限を濫用してした金銭消費貸借につき相手方が権限濫用の事実を知りえた場合には、会社は責任を負わない。

〔参照条文〕

商法二六一条

〔事　実〕

Y会社（被告・被控訴人）は、各種菓子及びパンの製造販売を主たる目的とする株式会社であるが、Y会社代表取締役社長訴外Aは訴外B会社の同僚として旧友であつたX（原告、控訴人）を、昭和四五年頃、Y会社に呼び、レストラン・チェーン設置の構想をもつているが、反対する役員もあるので、マーケット・リサーチ、目的店舗の調査、下交渉等の事前工作のための資金が必要である旨を述べて、その調達を要請した。これを受けたXは、Aを自宅に呼んで、昭和四五年三月一一日、金四〇〇万円を、同年五月八日、金二〇〇万円を、それぞれ交付し、これを貸しつけ、Aは、Y会社代表取締役社長の肩書が付された自己の名刺に金員借用の旨及び借用日を記載し、これを借用書としてXに交付し、さらに、借り入れを担保するため、借入金額に相当するA個人の約束手形をXあてに振出し交付した。なお、Aは、本件以外にも、三回にわたつて、Y会社秘書室員あるいは秘書室長を通じて、都合九九〇万円を借り入れ、今回と同様、Aあるいは秘書室長の名刺をもつて借用書としたことがあつたが、この分は既に返済されている。

このような情況の下で、Xは、Y会社に対して右借入金の弁済を求めたところ、Y会社は、金銭貸借上の借主はA個人であつてY会社ではなく、仮にAが右各金員をY会社の代表取締役として、Y会社のために借り入れたとしても、Aが代表取締役の権限を濫用し、その個人的利益を図るために借り入れたものであり、XがAの権限濫用の事実を知らなかつたとしても、Xには、これを知らなかつた

ことについて、重大な過失があるからY会社には右貸金の支払義務はないと主張して争つた。

第一審判決（東京地判昭和四九年七月二六日）は、本件各金員の借主はY会社ではなく、Aであると認定し、Xの請求を棄却したが、第二審判決（東京高判昭和五一年三月二九日判例時報八二八号八三頁）は、第一審判決を覆して、本件金銭貸借の当時、AはY会社の代表取締役であつて、このことをXは知つており、Aは、本件借り入れに当り、代表資格を明示した借用書を差入れており、かつ、金銭貸借がY会社の営業に関する行為であることは明らかであるから、XとAとの間に別段の意思表示がないかぎり、Y会社が本件金銭貸借の当事者であり、本件では、XとAとの間に、本件金銭貸借の借主はA個人であるとする意思表示があつたとは認められないとして、Xを勝訴させた。

そこで、Y会社は、第二審判決には審理不尽及び理由不備の違法があるとして上告したが、最高裁判決（最二小判昭和五一年一一月二六日判例時報八三九号一一一頁）は、本件借り入れは、外形上、Y会社の職務についてなされたものと認められるとした上で、最高裁昭和三八年判決（最一小判昭和三八年九月五日民集一七巻八号九〇九頁）を引用し、外形上、会社の職務についてなされたものと認められる行為であつても、それが、代表取締役個人の利益を図るために、権限を濫用してされたものであり、かつ、相手方が代表取締役の真意を知り、または知りうべきであつたときは、その行為は会社について効力を生じないと判示した上で、原審は、Y会社がそのような主張をしているにも拘わらず、Y会社の主張について判断していないとして、原審判決を破棄差し戻しした。

そこで、本判決は、Y会社の右主張について事実関係を詳細に認定した上で、Aのなした本件借り入れの効力は、Y会社に及ばないと判示した。

〔判　旨〕控訴棄却。

「株式会社の代表者が、表面上会社の代表者として、その職務権限の範囲に属する行為をした場合であつても、その行為が自己または第三者の利益をはかる等の背任的意図をもつて権限を濫用してされたものであり、かつ相手方が代表取締役の右の意図を知り、または知りうべきであつたときは、右法律行為の効力は会社につき生じないものと解すべきである。……（そして、）本件を含めてこれら借入金はY会社のために正規の方法をもつて使用されたものでないばかりか、レストラン・チェーン設置計画実現のためのいわゆる事前工作費としてAが使用したとの形跡も認められない。……以上の認定事実によると、本件借入れは、Aが具体的使途はともかくとしても、その個人的目的に使用するためにしたものとみるよりほかないから、背任的意図をもつて行つた権限濫用行為といわざるをえない。

しかも、仮にAが本件借り入れをするに際しては、本件借入金をレストラン・チェーン設置計画実現のための事前工作費として使用する意図があつたとしても、前示のように取締役会の意思決定に至らないAのいわば個人的構想を遂行するための費用を会社の意思に

反して敢て会社の名において借り入れるというようなことは、およそ代表権限を委ねられている目的、意義に反し、会社に損害を及ぼす行為であるから、背任的意図に基づくものとして、同じく権限濫用行為にあたるものというべきである。

そして、Aのこれらの背任的意図は、Xにおいてこれを知りうべきものであったと認めるべきである。

すなわち、……Aは本件借り入れ及びそれ以前の三回の借り入れを依頼するに際して、Xに対し、『レストラン・チェーン設置計画実現のための事前工作費とは、目的店舗の調査、土地確保のための裏金として必要な費用である。』『レストラン・チェーン設置計画については大部分の取締役が反対しているため、今の段階では会社からは金は出せないので借用させてもらいたい。』『取引銀行から借りると、反対取締役にわかつて、計画の推進を妨害されるおそれがある。』『会社が担保を出すべきだが、会社としては出せないので個人手形を代りに出す。』『取締役の反対があるので返済が遅れると申し訳ないので担保として個人手形を出す。』などと説明したというのであつて、……その真意は、要するにレストラン・チェーン設置計画については取締役の大部分が反対しているため事前工作費の借り入れ、支出は公然とは行えないのでAが秘かに行うというに帰するにほかならないものであることは容易に看取できるものであるというべきである。そうとすれば、一般にこのような経営の根幹に関する事業計画及びそのための資金の借入れ、支出等を代表取締役が単独で決定できるはずのものではなく、また、単独で決定できるものであれば前記のような態度をとる必要のないことであり、しかも借入れの方法等の客観的事実も前記説明に符合し、通常の取引方法からみれば異例ともいうべきであるから、たとえAが表面上は、Y会社の利益のために使用する趣旨と受取れることを述べたとしても、控訴人においてかかる取引に要求される通常の注意を用いさえすれば、本件借入れがAの個人的使途のために行われるものであるか、あるいは少なくともY会社の意思に反して行われるものであることを当然知りえたものというべきである。」

〔研　究〕判旨の結論には賛成するが、その構成には疑問がある。

一、判旨は、代表取締役が、会社の利益のためではなく、自己または第三者の個人的利益を図る目的で代表権限を行使し、相手方が代表権限の濫用の事実を知つていた場合には、その法律行為の効果は会社に帰属しないとするわけであるが、その根拠は、必ずしも明白ではない。しかし、上告審が、「株式会社の代表取締役が、自己の利益のため表面上会社の代表者として法律行為をなした場合において、相手方が右代表取締役の真意を知りまたは知りうべきものであつたときは、民法九三条但書の規定を類推し、右の法律行為はその効力を生じないと解するのが相当である。」と判示した昭和三八年最高裁判決（最一小判昭和三八年九月一日民集一七巻八号九〇九頁）を引用していることからすると、本件判旨は、民法九三条但書を類推して結論を導いたものと推察される。

二、本件のように、代表取締役が、会社の利益のためではなく、自己または第三者の個人的利益を図る目的で代表権限を行使し、相手

方が代表権の濫用の事実を知つていた場合、学説上、その行為の責任を会社は負担しないものと理解することには、異論はないが、その根拠については、一致しておらず、これを大別すると、四説に分類される。そこで、以下、各説を説明した後に、これ等を検討する。

第一説は、心裡留保説であるが、これは、心裡留保に関する民法九三条但書の規定を類推適用することによつて、相手方が代表権限の濫用の事実を知つている場合には、その代表行為は無効であつて、会社について効力を生じないとする（末広・判例研究「法人の権利能力並に行為能力」判例民事法大正一〇年度一三頁、大浜・判例研究「組合（産業）理事の資格冒用と手形の裏書」民商法一巻二号六六―六七頁、松田「会社法概論」二二〇頁、我妻「新訂民法総則」三四五頁、幾代「民法総則三一二頁、星野・判例研究「代表取締役が私利を冒るためにした代表行為も、相手方が同人の真意を知りまたは知り得べきものであつたときは、会社に対して効力を生じない」法協八二巻四号五四三頁、など）。前述したように、本件判旨は、この立場を採るものと推察される。

第二説は、内部制限説であり、これは、代表権の濫用をもつて代表権に加えた内部制限の問題として捉え、商法二六一条によつて準用される商法七八条、民法五四条の規定を類推適用し、権限濫用行為も会社の行為として有効であるが、相手方が悪意の場合には、会社は責任を免れるとする（服部「代表取締役」法セミ四五号三四頁、矢沢「代表取締役の代表権の限界」法セミ三〇号三九頁）。

第三説は、表見代理説であり、これは、代表行為は、それが権限を濫用してなされるかぎりで、無権代理行為となり、相手方は民法一一〇条によつて保護されるに過ぎないとする（浜上「注釈民法」(4)二〇頁、川島「民法総則」一三八〇頁、舟橋「民法総則」一三二頁）。

第四説は、権利濫用説であり、権限を濫用して行われた代表行為の場合にも、代表者は、会社にその代表行為の効果を帰属させるという代表意思を有する以上、その効果は会社に帰属するが、ただ、悪意者がこれによつて取得した権利を会社に対して主張するのは、権利の濫用（民法一条三項）または信義則違反（民法一条二項）として許されないとする（高島「会社法の諸問題」増補版三八四頁、竹田・判例研究「会社代表者の職権濫用と悪意の第三者」民商法七巻二号一六四頁、田中誠「再全訂会社法詳論」上五八〇頁、鈴木＝竹内「会社法」二一三頁の注(五)、実方・判例研究「会社の目的の範囲と其の手形行為」民商法九巻一号八五頁、野津「代表取締役」講座三巻一一一頁、菅原・判例研究「代表取締役の権限濫用行為の効力」法学二八巻四号一一九頁、など）。

次に各説を検討すると、第一説は心裡留保に関する民法九三条但書を類推するわけであるが、この説に対しては、代表行為が有効に成立するためには、会社に効果を生じさせるという意思があれば足り、会社の利益のためにする意思は必要ではなく、権限濫用の場合には、正に、代表者は、代表行為の効果意思を有しているのであつて、ただ内心において背任の意思があるのに過ぎないのであるから、代表行為は有効に成立すると解すべきであり、権限濫用行為について、心裡留保の規定を類推適用することは、理論的には正当でないとの批判（米沢「会社の代表権限濫用行為(一)」法と政治一六巻一号六八頁、実方・前掲判例研究八四頁、小橋・前掲判例研究二九〇頁）が存在

する。このような批判は、当初の心裡留保説には、正に妥当する。蓋し、当初の心裡留保説は、代表者の代表意思の中には、その効果を会社に帰属させるという意思だけでなく、本人の利益を目的とする意思が必要であると理解していた（大浜・前掲判例研究六六―六七頁、末弘・前掲判例研究一三頁）からである。これに対して、近時の心裡留保説は、代表者が表示した意思と代表者の内心的意思（自己または第三者の利益を図るという意思）との間に齟齬が存在することを民法九三条但書が類推されることの根拠とするのではなく軽過失がある相手方は保護されるべきではないという価値判断の上に立つて、法律効果を同じくする民法九三条但書の法律構成を借用するに過ぎない（江頭・判例研究「代理人が権限を濫用して約束手形の振出人のためにした手形保証」法協八八巻一号一〇〇頁、星野・前掲判例研究五四三頁）と説明する。しかし、このような法解釈論は、どのような範囲（軽過失か、重過失か、それとも悪意か）の者が保護されなくなるのかという判断を解釈者の恣意に委ねる上に、利益状況が異なる規定を用いるため、疑問である。さらに、第一説を採つた場合に問題となるのは、善意の第三者が保護されるかどうかという点である。心裡留保が無効とされる場合に、民法九四条二項が類推適用されるとするのが、学説上、通説である（幾代・前掲書二四二頁、我妻・前掲書二八八頁）が、善意であることの立証責任は、善意を主張する側にある（最三小判昭和三五年二月二日民集一四巻一号三六頁、最一小判昭和四一年一二月二二日民集二〇巻一〇号二一六八頁）ことを考えると、善意の第三者の保護は不充分である。また、同様に、第三者の保護の問題としては、代表者が権限を濫用して手形を振り出し、その受取人が権限濫用につき悪意であつた場合、善意の第三者が保護されなくなつてしまうことにも留意しなければならない。結局、心裡留保説は、その根拠が不充分であり、また、善意の第三者の保護に欠けるので、正当でない。

第二説は、代表権の濫用をもつて代表権に加えた制限であるとし、民法五四条が類推適用されるとするわけであるが、これは、民法五四条の趣旨を誤解したものである。すなわち、本来、代表取締役の代表権限は、会社の営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為に及ぶ（商法二六一条三項、商法七八条一項）が、代表権限を内部的に制限すると、この制限に反する代表行為は、会社に帰属しないため、包括的な代理権の存在を信頼した善意者を保護するため、代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗することができない（商法二六一条三項、七八条二項、民法五四条）としたのである。このように、民法五四条は、本来、会社には効果の生じない代表権限外の行為につき、善意者を保護するために、会社にその効果を発生させるものである（同旨、米沢・前掲論文六四―六五頁）。これに対して、代表権の濫用行為の問題は、本来、会社に効果が帰属する行為に関するものであるから、代表権の濫用に民法五四条を類推するための基礎は存在せず、結局、内部制限説は正当ではない。

第三説は、代表権限を有因的に捕え、代表行為は、それが権限を濫用してなされるかぎりで無権代理行為となるとするのであるが、そもそも、代表権の濫用の問題とは、会社にその効果が帰属する代表行為が、代表者自身または第三者の利益を図るためになされた場

合に、代表者の背任的意図を知つた相手方を保護すべきではないとの価値判断に基づき、いかにして会社の利益を保護すべきかということなのだから、代表権の濫用行為が無権代理となるとすると、そこでは、最早、代表権の濫用の問題は存在しないはずであり、この点で、表見代理説は正当でない。また、仮に、表見代理説の立場に立つと、善意の相手方は、表見代理が成立するための要件事実を、全て主張・立証しなければならず、善意の相手方の立場は著しく不利益となつてしまう。

最後は第四説であるが、これは、代表者に、法律効果を会社に帰属させるという代表意思がある以上、その効果は有効に会社に帰属し、ただ、悪意者がこれによつて取得した権利を会社に対して主張するのは、権利の濫用または信義則違反として許されないとするのであるが、代表行為が成立するためには、本人の利益を図るという意思は必要ではなく、本人に代表行為の効果を帰属させるという意思が存在する以上、代表者の内心に、自己または第三者の利益を図るという背任的意図が存在しようとも、そのことは、代表行為の成立に影響を与えるものではない。従つて、この説の前提は正当であるし、また、代表権限が濫用されたことについて悪意の者の権利行使が、権利濫用（民法一条三項）または信義則違反（民法一条三項）として禁止されるに過ぎないから、善意の第三者に影響を与えることはなく、さらには、代表者が、権限を濫用して手形を振り出し、その受取人が権限濫用につき悪意であつたときにも、その場合に用いられる抗弁は人的抗弁であるから、善意の第三者の立場を不当に侵すこともない。かくて、権利濫用説こそが、最も上手に、代表権限の濫用の問題を解決している。

三、このように、代表取締役がその代表権限を濫用して行為をなし、その相手方が、当該代表行為が代表権限を濫用して行われたことを知つていた場合、権利濫用説を用いて、相手方の権利行使を妨げるのが正当であるが、前述したように、本件判旨は、権利濫用説を採らず、心裡留保説を採つたものと推察されるため、本件判旨の構成には賛成できない。

なお、判旨は、XはAの背信的意図を知りうべきであつたと認定しているに過ぎず、権利濫用説の立場では、XがAの背任的意図を現実に知つていないかぎり、Xの権利行使につき、権利濫用とか信義則違反が生じる余地は存在しないのが本筋であるが、裁判の機能は、いずれの当事者を保護すべきかという評価を事案に則して決定し、この判断を当事者が納得できるように理屈づけることにあるのだから、判旨の「XはAの背任的意図を知りうべきであつた」との事実認定は、判旨が権利濫用説の立場を採ることになつた場合には、XはAの背任的意図を知つていたものとして認定されることになるものと思われる。したがつて、本件判旨の結論に異論はない。

付記　本件については、中村建助教授の研究（金判五五六号四七頁）が存在し、権利濫用説の立場から、判旨に疑問を呈される。

並木　和夫